

# 潟上市立飯田川小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法：第2条）

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要である。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・いじめは、人権侵害であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援に努めます。そして、いじめの解消について、次のように理解することが重要です。

◇いじめが解消している状態を、次の要件が満たされているときとする。

- ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
- ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないか、面談を通して確認できること。

◇いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについて、日常的に保護者と連携しながら注意深く観察を続けていくことが必要であること。

◇真にいじめを乗り越えた状態とは、双方の当事者や周囲の者全員が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されること。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図る。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組む。

### (1) 魅力ある学級・学校づくり～心の居場所づくり～

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を進める。
- ・子ども一人一人が、満足や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進める。

- (2) 道徳教育の充実
  - ・他者との関わりや集団での生活に関する題材を取り上げ、考え方の未熟さや道徳的判断力の低さから起こるいじめを防止する。
  - ・いじめはしない、いじめは許さないという心情を育てる。
- (3) 体験活動の充実
  - ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうとともに、助け合う気持ちや他者をいたわる気持ちを育てることができるよう、縦割り班活動や学校農園活動、宿泊学習、校外学習、修学旅行等の充実を図る。
  - ・鷺舞などの伝統を受け継いだり、スクールガードの方々と触れ合ったりするなど、地域の人々と直接触れ合う機会を設けることで、感動する心や感謝する心を育てる。
- (4) 保護者や地域の方への働きかけ
  - ・授業参観やホームページ、学校報、学年通信等によって、いじめ防止の対策や対応についての啓発を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者間で共通理解を図る。
  - ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷や仲間はずれなどの問題行動を防ぐために、情報モラル教育を実施し、児童への指導や保護者への啓発を充実する。

### 3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努める。

- (1) 学校生活アンケートや教育相談の実施
  - ・年4回（4月、7月、10月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施する。
- (2) 家庭学習ノートの活用
  - ・家庭学習で使用するノートを活用し、日記やコメントを通して子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築する。
- (3) 長期休業中の面談の実施
  - ・学級担任が、保護者との面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取る。
- (4) 教育相談の充実
  - ・子どもや保護者が安心して悩みを相談できるよう、学級担任以外に、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭が幅広く相談窓口となる。

### 4 学校いじめ防止対策校内委員会の設置

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、関係教職員等により「学校いじめ防止等対策校内委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行う。
- ・基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、上記の教職員に加え、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、学校いじめ防止等対策委員（学校運営協議会委員を含む）、PTA役員等の参加を得て、協議を行います。

## 5 いじめの組織的対応について

### (1) 正確な実態把握

- ・いじめを認知した場合は当事者双方や周りの子どもから個々に事情を聞き取り、正確に記録する。
- ・関係する教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。

### (2) 対応する体制づくり

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導体制を整えて役割を分担し、チームとして対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

### (3) 子どもへの指導・支援

- ・複数の教職員で面談を行い、対応の仕方や今後の対策などを伝え、子どもの心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対しては、言い分をしっかりと受け止めつつ、相手の苦しみや痛みについて考えさせる指導を行うとともに、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることを理解させる。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめを受けた児童を守ることを前提に、いじめへの対応の仕方や解消のための具体的な取り組み等の説明を行う。
- ・子どもの様子を聞いたり、事後の子どもたちの関係等の様子を定期的に報告したりしながら、保護者が安心できるように対処する。

## 6 いじめ重大事態への対応

### (1) 重大事態の認定と調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに市教育委員会または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 重大事態

- ①生命、心身に重大な被害が生じた疑いがある。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- ③児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった。

当該事案が重大事態であると認められる場合、市教育委員会へ事態発生について報告する。

### (2) 調査の主体、組織、方法等

- ・学校が調査の主体となる場合、学校に重大事態の調査組織を設置する。「学校いじめ防止対策校内委員会」を調査組織の母体とし、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして組織する。
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・アンケートで調査する場合には、結果を提供することがあることを十分に説明する。

### (3) 調査結果等の取り扱い

- ・いじめを受けた児童やその保護者へ、調査によって明らかになった事実関係について、適切に情報を提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討して実施する。
- ・再発防止に向けた取組の検証を行う。